		日号外	ページ
	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省		
九	対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示	五 225	一
一〇	対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示	五 225	二
一一	対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示	五 225	四
一二	対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示	五 225	五
一七	**○内閣府、財務省** 沖縄振興開発金融公庫法施行規則第二条第二号の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の三第一項第五号の災害を指定する件の一部を改正する件	一二	一
一八	沖縄振興開発金融公庫法施行規則第二条第二号の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の三第一項第五号の災害を指定する件を廃止する告示	一二	一
四	**○宮内庁** 眞子内親王殿下が結婚のため皇族の身分を離れられる件	二六	三
五八 五九	**○国家公安委員会** 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人から代表者変更の届出があった件	四	一
六〇	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人島根県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件	四	一
六一	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件	一四	二
一三	**○個人情報保護委員会** 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示	二九 246	二九
一四	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示	二九 246	三
一五	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示	二九 246	一九
一六	個人情報の保護に関するガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）の一部を改正する告示	二九 246	三七
一七	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示	二九 246	二六〇
四九	**○金融庁** 銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件	一 223	二七
五〇	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件	一 223	二八
五一	金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件	一 223	二八
五二	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者の一部を改正する件	一 223	二八
五三	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件	六 226	一
五四	保険業法第二百三十四条第二号の規定による届出に関する件	八	二
五五	特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権の利率を定める件の一部を改正する件	一二	一
五六	資金移動業者に関する内閣府令第二十一条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件	二〇	三
五七	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	二一	一
五八	銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件	二七 244	一
七	**○金融庁、法務省、財務省** 社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件	二六	三
三三九	**○総務省** 町の境界変更の件	一	六
三四〇	元売業者を指定した件	一	六
三四一	在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件	一	七
三四二	在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件	一	八
三四三	電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第五項の規定に基づき告示する件	五	一
三四四	電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件	一四	二
三四五	在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を定める件	一四 233	四
三四六	在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件	一四 233	七